

取手市事業者応援一時金申請要領

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、まん延防止等重点措置や緊急事態措置などにより営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響を受けた取手市内の中小法人と個人事業者で、茨城県の支援一時金、国の一時支援金、月次支援金を受給している事業者を対象に、事業継続を応援するため、一時金を支給します。

2. 対象

以下の全ての項目を満たす事業者が対象となります。

(1) 令和3年1月から9月までのいずれかの月を減収対象月として下記のうちいずれかの支援金を受けた事業者。

- ① 茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金(県の支援一時金)
- ② 国の緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金(国の一時支援金)
- ③ 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金(国の月次支援金)

(2) 茨城県を含む都道府県から支給される飲食店を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金(令和3年1月から9月までのいずれかの月を減収対象月としたもの)の受給をしていないこと。

(3) 令和3年9月30日時点で、取手市内に事業所を有する中小法人もしくは個人事業者。または、取手市内に住所を有する個人事業者。

(4) 申請日時点において、事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

3. 支給額

1事業者 20万円(一律) ※1事業者につき1回限り

4. 申請期間

令和3年10月11日(月)から令和4年2月28日(月)※当日消印有効

5. 申請方法・申請先

申請に必要な書類を書面にて、申請してください。感染予防のため原則郵送でお願いします。

【申請先】 〒302-8585 取手市寺田5139

取手市役所 産業振興課 応援一時金担当 宛

<お願い>

- ・ 申請前に必ずチェックリストを使用し、提出書類に漏れがないかご確認ください。
- ・ 提出書類は、必ず控えをお取りください。
- ・ 申請書の様式は、市ホームページ、取手市役所(産業振興課)、藤代庁舎(藤代総合窓口課)、取手駅前窓口、商工会、商工会藤代支所で配布しています。

6. 提出書類

(1) 取手市事業者応援一時金支給申請書兼請求書(様式第1号)

(2) 誓約書兼同意書(別紙)

(3) 事業所の所在地が確認できる公的書類の写し(いずれか1点)

※申告書や届出書は提出先となる公的機関の收受日付印があるもの。

【中小法人の場合】

- ・ 直近の確定申告書別表一
- ・ 直近の法人市民税の申告書
- ・ 法人の設立等に関する申告書
- ・ 法人設立届出書
- ・ 履歴事項全部証明書 など

【個人事業者の場合】

- ・ 個人事業の開業・廃業届出書
- ・ 令和2年分の確定申告書第一表
- ・ 令和3年度分の市民税・県民税申告書
- ・ 営業許可証 など

<注 意>

1. 確定申告書について、e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字されているか確認してください。e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は、「受信通知(メール詳細)」を追加で提出してください。
2. 市外在住で取手市内に事業所がある個人事業者の方は、取手市内事業所所在地の記載がある公的書類の写しが必要です。

7. 支給(不支給)の決定

- ・ 審査の結果、適正と認められた場合に一時金を申請者が指定する口座へ振り込みます。支給決定者には、取手市事業者応援一時金支給決定通知書兼額確定通知書で通知します。
- ・ 審査の結果、要件を満たさない等の理由により一時金を支給しない旨の決定をしたときは、取手市事業者応援一時金不支給決定通知書で通知します。

8. その他留意事項

- ・ 申請前に、本要領とチェックリストを参考に、申請内容に間違いがないかをご確認ください。
- ・ 申請内容に不備がある場合、修正を依頼します。
- ・ 書類の不備等により、申請者に連絡・確認がとれない場合や、申請者が修正に応じない期間が申請書を提出した日から60日間続く場合、又は令和4年3月15日のいずれか早い期日までに申請者の事由により一時金を支給できないと認められる場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・ 審査に当たって必要があると認めるときは、実地調査その他の方法による現況調査を行うことがあります。
- ・ 審査に当たって必要があると認めるときは、国又は都道府県に照会することがあります。
- ・ 一時金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、市は支給決定を取り消します。また、一時金が支給されているときは、期限を定めて返還していただきます。

9. 問い合わせ先

取手市役所 産業振興課 応援一時金担当
☎0297-74-2141 内線1441~1444
※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分

■ 県の支援一時金に関しては、「茨城県産業戦略部技術革新課」にお問い合わせください。

☎029-301-5558
※土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時

■ 国の一時支援金、国の月次支援金に関しては、

「一時支援金事業コールセンター・月次支援金事業コールセンター」にお問い合わせください。

※午前8時30分~午後7時(土・日曜日、祝日を含む全日対応)

☎0120-211-240

IP 電話等からの問い合わせ ☎03-6629-0479(通信料がかかります)